

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎 俊博 殿

レオス・キャピタルワークス株式会社
代表取締役社長 藤野 英人 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	100,000千円
会社が発行する株式の総数	3,000,000株
発行済株式の総数	120,166株

最近5年間における資本金の額の増減：

平成24年7月17日	資本金	199,994千円に増資
平成24年7月17日	資本金	100,000千円に減資
平成25年7月17日	資本金	149,999千円に増資
平成25年7月17日	資本金	100,000千円に減資
平成26年9月9日	資本金	150,007千円に増資
平成26年9月9日	資本金	100,000千円に減資
平成27年7月22日	資本金	200,004千円に増資
平成27年7月22日	資本金	100,000千円に減資

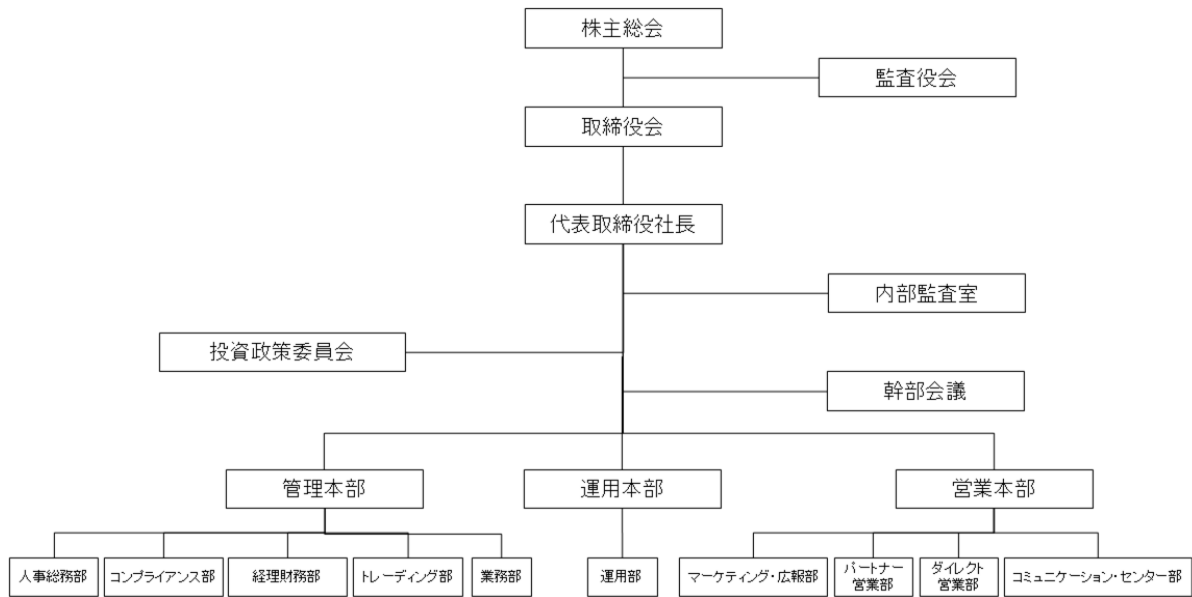
(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

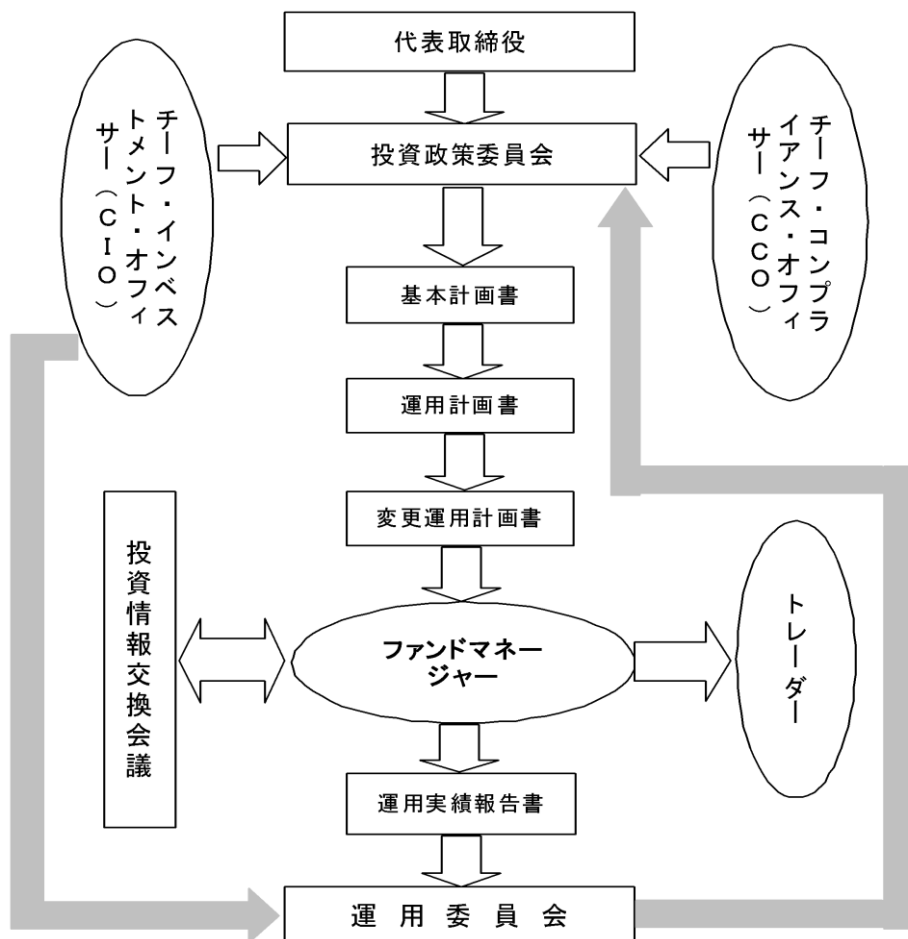
当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役若干名を定めます。また、取締役社長を1名選任し、必要に応じて役付取締役を若干名定めることができます。代表取締役社長は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、業務を執行します。

②組織図



③運用の意思決定機構



<代表取締役>

- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

<チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）>

- ・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

<投資政策委員会>

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

<ファンドマネージャー>

- ・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

<投資情報交換会議>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週1回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）>

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス部の統括を行ないます。
- ・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

当社の運用体制等は、平成29年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）を行なっています。

平成29年4月末現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	4	207,864

（但し、親投資信託を除きます。）

3. 委託会社等の経理状況

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。

（3）連結財務諸表について

委託会社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 30 日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田久保 謙 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 14 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	280,109	767,152
顧客分別金信託	200,000	650,000
未収委託者報酬	463,698	641,092
未収投資顧問報酬	26,180	43,372
前払費用	1,741	2,215
繰延税金資産	53,418	132,456
その他	757	2,438
流動資産合計	1,025,905	2,238,728
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,618	54,059
減価償却累計額	△19,187	△23,055
建物(純額)	7,430	31,004
工具、器具及び備品	2,153	2,620
減価償却累計額	△1,935	△1,363
工具、器具及び備品(純額)	217	1,257
有形固定資産合計	7,648	32,262
無形固定資産		
ソフトウェア	2,523	15,131
無形固定資産合計	2,523	15,131
投資その他の資産		
投資有価証券	2,215	167
長期前払費用	1,321	768
投資その他の資産合計	3,536	936
固定資産合計	13,709	48,329
資産合計	1,039,614	2,287,057

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	150,000	-
短期借入金	-	※ 550,000
未払金	7,142	28,539
未払費用	181,991	255,907
未払法人税等	914	2,280
未払消費税等	21,947	18,722
預り金	129,913	714,579
前受収益	195	196
役員賞与引当金	4,016	5,134
賞与引当金	14,982	42,623
流動負債合計	511,103	1,617,984
固定負債		
繰延税金負債	1,590	6,627
退職給付引当金	6,934	9,298
資産除去債務	18,630	36,346
固定負債合計	27,154	52,272
負債合計	538,258	1,670,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	1,079,510	300,010
資本剰余金合計	1,179,510	400,010
利益剰余金		
利益準備金	1,345	1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△779,500	115,444
利益剰余金合計	△778,154	116,790
株主資本合計	501,355	616,800
純資産合計	501,355	616,800
負債純資産合計	1,039,614	2,287,057

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	732,995	1,126,909
投資顧問報酬	160,768	161,376
その他営業収益	330	—
営業収益合計	894,094	1,288,285
営業費用		
調査費	61,520	78,268
支払手数料	233,819	385,111
営業雑経費	27,754	43,132
通信費	8,952	15,482
諸会費	1,675	2,145
その他	17,126	25,504
営業費用合計	323,093	506,512
一般管理費		
給料	268,048	460,971
役員報酬	55,146	100,473
給料・手当	161,015	236,174
役員賞与	6,024	9,709
役員賞与引当金繰入額	4,016	5,134
賞与	23,442	64,492
賞与引当金繰入額	14,982	42,623
退職給付費用	3,423	2,364
法定福利費	30,039	50,266
旅費交通費	19,485	33,485
租税公課	1,979	1,683
不動産賃借料	52,684	68,805
減価償却費	3,349	6,236
諸経費	117,137	108,719
一般管理費合計	492,724	730,167
営業利益	78,275	51,605
営業外収益		
受取利息	201	36
有価証券売却益	—	101
情報提供料収入	165	—
セミナー収入	63	60
その他	24	13

営業外収益合計	454	211
営業外費用		
支払利息	3,149	3,050
為替差損	2,940	4,870
投資事業有限責任組合運用損	424	133
その他	19	29
営業外費用合計	6,533	8,083
経常利益	72,196	43,733
税引前当期純利益	72,196	43,733
法人税、住民税及び事業税	950	2,290
法人税等調整額	△53,767	△74,001
法人税等合計	△52,817	△71,711
当期純利益	125,013	115,444

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	100,000	879,500	979,500	1,345	△904,513
当期変動額						
新株の発行	100,004	100,004		100,004		
その他資本剰余金へ振替	△100,004	△100,004	200,009	100,004		
当期純利益						125,013
当期変動額合計	—	—	200,009	200,009	—	125,013
当期末残高	100,000	100,000	1,079,510	1,179,510	1,345	△779,500

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金 合計		
当期首残高	△903,167	176,332	176,332
当期変動額			
新株の発行		200,009	200,009
その他資本剰余金へ振替		—	—
当期純利益	125,013	125,013	125,013
当期変動額合計	125,013	325,022	325,022
当期末残高	△778,154	501,355	501,355

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	100,000	1,079,510	1,179,510	1,345	△779,500
当期変動額						
欠損填補			△779,500	△779,500		779,500
当期純利益						115,444
当期変動額合計	—	—	△779,500	△779,500	—	894,944
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	115,444

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金 合計		
当期首残高	△778,154	501,355	501,355
当期変動額			
欠損填補	779,500	—	—
当期純利益	115,444	115,444	115,444
当期変動額合計	894,944	115,444	115,444
当期末残高	116,790	616,800	616,800

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 売買目的有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。）

(2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 7～15 年

工具、器具および備品 5～6 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

建物附属設備及び構築物の減価償却方法

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 1,955 千円増加しております。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しております。

2. 賞与支給対象期間の変更

当社は給与規程の改訂を行い、6 月 1 日から 11 月 30 日まで及び 12 月 1 日から 5 月 31 日までの支給対象期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 3 月 31 日までに変更いたしました。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 15,879 千円減少しております。

(貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)
当座貸越極度額	500,000 千円	1,000,000 千円
借入実行額	—	550,000
差引額	500,000	450,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金用途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	56,306	63,860	—	120,166

(変動事由の概要) 普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行 63,860 株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	120,166	—	—	120,166

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社及び金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの計画に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注2)を参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	280,109	280,109	—
(2) 顧客分別金信託	200,000	200,000	—
(3) 未収委託者報酬	463,698	463,698	—
(4) 未収投資顧問報酬	26,180	26,180	—
資産計	969,988	969,988	—
(1) 関係会社短期借入金	150,000	150,000	—
(2) 未払金	7,142	7,142	—
(3) 未払費用	181,991	181,991	—
(4) 未払法人税等	914	914	—
(5) 未払消費税等	21,947	21,947	—
(6) 預り金	129,913	129,913	—
負債計	491,909	491,909	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 関係会社短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、及び(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	767,152	767,152	—
(2) 顧客分別金信託	650,000	650,000	—
(3) 未収委託者報酬	641,092	641,092	—
(4) 未収投資顧問報酬	43,372	43,372	—
資産計	2,101,617	2,101,617	—
(1) 短期借入金	550,000	550,000	—
(2) 未払金	28,539	28,539	—
(3) 未払費用	255,907	255,907	—
(4) 未払法人税等	2,280	2,280	—

(5) 未払消費税等	18,722	18,722	—
(6) 預り金	714,579	714,579	—
負債計	1,570,029	1,570,029	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、及び

(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	0	0
投資事業組合	2,215	167

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	280,109	—	—	—
顧客分別金信託	200,000	—	—	—
未収委託者報酬	463,698	—	—	—
未収投資顧問報酬	26,180	—	—	—
合計	969,988	—	—	—

当事業年度 (平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	767,152	—	—	—
顧客分別金信託	650,000	—	—	—
未収委託者報酬	641,092	—	—	—
未収投資顧問報酬	43,372	—	—	—
合計	2,101,617	—	—	—

(注4) 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
関係会社短期借入金	150,000	—	—	—
合計	150,000	—	—	—

当事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	550,000	—	—	—
合計	550,000	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	2,699千円	6,934千円
退職給付費用	3,423千円	2,364千円
退職給付の支払額	△ 303千円	—千円
その他	1,115千円	—千円
退職給付引当金の期末残高	6,934千円	9,298千円

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	6,934千円	9,298千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,934 千円	9,298 千円
退職給付引当金	6,934 千円	9,298 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,934 千円	9,298 千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	3,423 千円	2,364 千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

発行決議の日	平成 27 年 11 月 18 日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 5,952 株
付与日	平成 27 年 12 月 1 日
権利確定条件	付与日 (平成 27 年 12 月 1 日) 以降、権利確定日 (平成 29 年 9 月 30 日) まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日
権利行使期間	自 平成 29 年 10 月 1 日 至 平成 37 年 8 月 31 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数 (注)

権利確定前	
前事業年度末	—
付与	5,952 株
失効	—
権利確定	—
未確定残	5,952 株
権利確定後	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—

未行使残	—
------	---

(注)株式数に換算して記載しております。

②単価情報

権利行使価格	3,132 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	—

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

発行決議の日	平成 27 年 11 月 18 日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 5,952 株
付与日	平成 27 年 12 月 1 日
権利確定条件	付与日（平成 27 年 12 月 1 日）以降、権利確定日（平成 29 年 9 月 30 日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日
権利行使期間	自 平成 29 年 10 月 1 日 至 平成 37 年 8 月 31 日

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

② ストック・オプションの数 (注)

権利確定前	
前事業年度末	5,952 株
付与	—
失効	110 株
権利確定	—
未確定残	5,842 株
権利確定後	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注)株式数に換算して記載しております。

②単価情報

権利行使価格	3,132 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	—

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額	26,592 千円
② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,064 千円	14,406 千円
退職給付引当金	2,329	3,123
未払費用	1,302	2,685
一括償却資産	86	310
役員賞与引当金	1,357	1,735
減価償却超過額	—	97
減損損失	85	47
営業投資有価証券評価損	100	100
未払事業所税	292	477
資産除去債務	6,257	12,208
繰越欠損金	397,963	370,487
繰越税金資産小計	414,840	405,680
評価性引当額	△361,422	△273,224
繰延税金資産合計	53,418	132,456
繰延税金負債		
資産除去債務の対応する除去費用	△1,590	△6,627
繰延税金負債合計	△1,590	△6,627
繰延税金資産の純額	51,827	125,828

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	34.3 %	33.8 %
(調整)		
住民税均等割	1.3	5.2
評価性引当額増額	△ 110.3	△ 201.7
税率変更による影響額	1.2	—
その他	0.3	△ 1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 73.2	△ 164.0

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7～15年と見積り、割引率は0.000%～1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	18,374 千円	18,630 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	17,456
時の経過による調整額	256	259
資産除去債務の履行による減少額	—	—
その他増減額 (△は減少)	—	—
期末残高	18,630	36,346

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額の算定方法

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
770, 839	123, 254	894, 094

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
1, 164, 112	124, 172	1, 288, 285

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ISホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	(被所有)直接53.5%	資金の借入 増資の引受 役員の兼任 1名	資金の借入	180,000	関係会社 短期借入金	150,000
							第三者割当増資の引受	200,009	—	—
							支払利息	2,954	未払費用	1,524

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 第三者割当増資による新株の割り当ては、1株につき3,132円で行なっております。
- 金融機関からの借入に対して、極度額550百万円の債務保証枠を受けております。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	--------	-----	--------------	-------	----------------	-----------	-------	------	----	------

親会社	㈱ I Sホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	(被所有) 直接 53.5%	被債務保証	資金の返済	150,000	—	—
							被債務保証	550,000	—	—
							支払利息	672	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 金融機関からの借入に対して、極度額 1,100 百万円の債務保証枠を受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社 3A (未上場)

株式会社 I Sホールディングス (未上場)

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
1 株当たり純資産額	4,172.16円	5,132.87円
1 株当たり当期純利益金額	1,242.37円	960.70円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (千円)	125,013	115,444
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	125,013	115,444
期中平均株式数 (株)	100,624	120,166
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 5,952 個) なお、新株予約権の概要は「(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 5,842 個) なお、新株予約権の概要は「(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

新株予約権 (ストック・オプション) の発行

当社は、平成 29 年 6 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議し、同日付の第 14 回定時株主総会にて承認可決されました。

当該新株予約権の発行内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数

158 個を上限とする。

(2) 新株予約権の割当日

平成 29 年 6 月 29 日から 1 年以内の日で、当社取締役会で決定する日

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 158 株（新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 1 株）を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(6)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、新株予約権 1 個当たり、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(3)に定める新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金 7,684 円とする。ただし、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

① 新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合 調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知するものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成31年7月1日から平成39年5月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて新株予約権の割当てを受けた

者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

- ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 新株予約権者が、上記(9)に定める新株予約権の行使の条件（上記(9)②に基づき本割当契約に別に定める条件を含む。）を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得できる。
- ③ その他の事由及び条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記(7)に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未

満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件
上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(13) 取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権に関する事項は、取締役会決議において定めるものとする。

公開日 平成 29 年 8 月 18 日

作成基準日 平成 29 年 6 月 30 日

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 11-1

お問い合わせ先 人事総務部 03-6266-0124